

基本問題検討委員会の「中間報告」についてご意見をお伺いします。

基本問題検討委員会では、第1回、第2回の会合で検討を深めるべき論点を整理し、その内容を8月21日の運営委員会、22日の自治体学会総会にて「検討状況の経過報告」として報告し、意見募集を行いました。

いただいたご意見は総数36件で、第3回の会合でそれらの意見を踏まえて検討を行い、「中間報告」を取りまとめました。

「中間報告」について、みなさんのご意見を募集します。以下の要領でご意見をお寄せ下さい。

いただいたご意見を踏まえ、2月に開催する運営委員会に「最終報告」を提出する予定です。

ご意見は、1月5日（月）までにお送りください。

学会事務局：〒101-0054 千代田区神田錦町2-1 KANDADA2階

TEL & FAX : 03-5577-3187

Email : aah71720@pop06.odn.ne.jp

基本問題検討委員会「中間報告」へのご意見について

以下の方法でお寄せ下さい。

1) 【推奨】WEBから回答する。

下記のWEBから回答をお願いします。

<http://start30.cubequery.jp/ans-02044065>

2) WEBからの回答ができない方は、FAXまたは郵送で

1)の方法が難しい環境にある方は、郵送またはファックスでの受け付けをいたします。

(送付先は上記)

自治体学会基本問題検討委員会 中間報告

1. はじめに

(1) 自治体学会設立の理念等の再確認

自治体学会は、1986年に設立後28年が経過したが、その設立の初志は意味を失っていない。規約第2条には、目的として「本会は、市民的視野に立ち地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流をとおり、地域ごとの研究活動を促進し、自治体の自律的政策研究を促し、もって自治体学の創造と地域自治の発展に寄与することを目的とする」と掲げられている。

制度的な改革議論以上に、自治体現場からの自治実践のための政策研究と、そうした活動の基盤となる理念や思いを、全国各地の志を共有する人たちと交流し、再確認することが必要である。ここ20年間の分権改革論議のなかで、ややもすると、こうした初志が失われつつある懸念もある。自治体学会らしさは地域からのボトムアップにあり、地域活動に支えられてきたことにある。そして、従来の枠に捉われず多様な自治の主体と協働しながらネットワークを広げてきたし、またこれからも、広げることが重要である。

こうした発足以来の各学会員の学会への思いを大事にしつつ、新しい会員参画を進めていくためにも、今ここで改めて、自治体学会の目的を再認識したい。

(2) その後の状況変化と直面している課題

しかし、一方で、学会が直面している課題は多い。会員の構成の高齢化と減少傾向、それに伴う学会継続が危ぶまれる財政危機、事務局運営の自立化やICT(情報・コミュニケーション技術)の活用など、設立当初とは状況が変化してきている。また、若手職員にとっては「学会」入会への敷居の高さ感がある一方で、自治体学会以外の様々な自治関係の交流・活動の場が叢生し、自治体学会以外の選択肢が多くなっている。さらに、組織体制が肥大化し機動的でなくなってきたのではないかと、などの指摘もある。

自治体に事務局を依存することが困難と見込まれるようになったことを契機に、自主自立の組織体制の整備、会員の減少問題等を検討する「二十年委員会」が2005年に設立され、今後の学会運営の方針を議論し、翌年2006年に報告がなされた。事務局の委託化(NPO法人自治創造コンソーシアム(CAC)への委託)、規約の見直し、会費の値上げを行った。会員を増やす具体策についても提言がなされ、学会誌の改革、学術団体への登録、様々な事業展開、田村明まちづくり賞の創設などが実践された。これらには一定の意義や効果はみと

められたものの、学会の会員減、財政危機に対する抜本的な解決には至っていない。

さらに、こうした学会再生への努力は、ときに、心ある会員同士で、空回りも生みだしてきた。2013年の事業部会の運営の在り方に端を発する見解の相違は、代表運営委員と事務局受託団体との信頼関係を損ね、さらに、その応酬は自治体学会関係のメーリング・リスト上でも展開されるに至った。そのため、2014年4月より、事務局委託契約が解消されることになったが、現在は暫定的に直営事務局とした状態で、辛うじて運営がなされているに過ぎない。

(3) 持続可能な組織運営と学会活動活性化に向けた事業内容の展開

以上のような事態を踏まえ、自治体学会としての存在感を示し、全国の自治に関心のある人たちに対して魅力的な活動を展開するためには、まず、責任体制や意思決定のルールを明確にするなど、組織の基盤を固める必要がある。

そして、会員による民主的で透明性のある学会運営をもとに、事業の実施態勢を強化していかねばならないが、その際には、学会の基本が、自治的な各地域の政策研究活動にあることに鑑み、各地域の活動を活性化していくことが重要である。そして、関連する他団体との連携・協働、「市民・研究者・職員のネットワーク」といった軸はぶれることなく、組織運営の柔軟な見直しを図っていくべきである。

2. 組織体制の転換を図る

(1) 現状の課題

①基本構造

現行組織体制は、総会、運営委員会、監事と、運営委員の互選によって選出される3名の代表運営委員からなる機関を基本としている。運営委員の推薦に当たって、「役員推薦委員会」という名称が慣例的に使用されてきたように、運営委員は「役員」（通常の組織の「理事」）という位置づけを与えられてきた。

②運営委員会

しかし、50名程度という多人数から構成される運営委員会は、年2～3回程度しか開かれず、臨機応変な対応は困難である。運営委員会には慣行的に、執行、決定、監視、地域代表、活動参画機会など、様々な機能が混在して期待されている。くわえて、年度末開催の運営委員会の旅費支出は、学会財政にとって負担も小さくはないが、その割には、実質的な議論の場としては充分ではない。

③代表運営委員

代表運営委員3人方式は、全員一致制か、多数決合議制か、独任制か、規約上も明確では

ない。短時間で判断を要する場合など、責任体制や指示系統が曖昧となる危険性があり、問題が生じる局面もある。職員、市民・ジャーナリスト、研究者という3分野から3代表という暗黙の意味づけは今なおあるが、制度化もされていなければ、運用実態も必ずしもそうっていない。地域バランスやジェンダーバランスなど、他に考慮すべき要因も多々ある。

④役員会

以上のような状況から、執行部機能を果たすには、運営委員会では人数が多すぎ、代表運営委員では人数が少なく、位置づけも不明瞭ということで限界があった。そのため、運用上の必要性から、代表運営委員と数名の部会長等で構成される「役員会」が細則によって設置され、事実上の理事者機能を果たしてきた。

しかし、現在の役員会は、規約上の明瞭な位置づけもなく、役員会メンバーは代表運営委員の指名であるため、総会・運営委員会を通じた民主的正統性が十分に備えられているわけではない。また、慣行的に7～8名程度で構成される役員会では、執行機能を担うには人数が少なすぎる。そのため、事務局機能との連携を図る体制としても充分ではない。

(2) 組織体制改革の方向性

①概要

現行の運営委員会、役員(部会長)、代表運営委員システムを改め、「評議員会」(現行運営委員会の改編)、「理事会」(15名以内、現行役員会の発展型)に分ける。なお、総会に変更はない。

②評議員会

様々な機能の混在する「運営委員会」を、会員の民主的代表及び監視・統制の機能を強化する観点で、「評議員会」とする。現行の運営委員会と同様に、年2回程度の開催とし、構成も現在の地域選出枠・全国選出枠を維持する。評議員の選出は総会で行う。任期2年とする。従来の「役員推薦委員会方式」に準じ、「評議員推薦委員会方式」で行う。特に、全国選出枠は、女性、若者、マスコミ、議員、NPOなど、会員の多様性に配慮する。

評議員会は、現行の運営委員会に替わる意思決定機関であり、予算・決算や事業計画の審議や、「代表的理事」(後述)3名及びその他「理事」(後述)12名以内の選出を行う。執行機能に対する監視・統制機能に特化し、評議員会に出席する評議員には、交通費支給はしない。評議員会内の意見交換のためにICTを活用し、書面議決も行えるようにするとともに、評議員会の開催地を全国で巡回するなど、会員間の負担の平準化に向けた検討を行う。

なお、これまで運営委員会に期待されていた機能のうち、執行機能は「理事会」(後述)

に純化する。また、地域代表機能は、常設の「地域連携部会」（後述）を設置して強化する。参画機能は、部会・委員会や各事業・イベントへの積極的な参加によって強化する。

③代表的理事

「代表運営委員」をそのまま、3名の代表的理事とする。この場合、(A案)：代表理事3名制とする、(B案)：正副理事長制（正1名副2名計3名）とする、が考えられる。任期2年とする。A案の場合は、代表理事は相互に合議して任務を補完し合い、B案の場合は、副理事長は理事長が不在のときに代行する。

④部会・委員会

学会運営の実働機能は、部会・委員会が担い、会員の参画の重要な機会となる。部会、委員会の構成は、基本的に現行組織を継承して、以下のとおりとする。

【部会】（5部会）：編集部会、企画部会、研究支援部会、地域連携部会、庶務部会

【委員会】（2委員会）：学会賞選考委員会、評議員推薦委員会

なお、新設の地域連携部会は、現在の事業部会の機能を発展させ、各地域の会員活動組織や、会員内外の活動との連携強化を図る、ボトムアップのプラットフォームを想定する。

部会長は理事の互選による。委員長は理事会の指名による。部会・委員会のメンバー選出については、現在の部会長・委員長による指名に加え、公募手続きを行い、参加機会を拡充する。部会・委員会メンバーの就任・解任は理事会の承認とする。

⑤理事会

規約に「理事会」を位置づける。理事会は執行機能を担い、事務局を指揮監督し、各部会・委員会の活動を総合調整し、評議員会・総会に対して連帯責任を負う。理事会は必要に応じて機動的に開催する。理事会は多数決で意思決定をする。代表理事または理事長が理事会の議長となる。

理事会の構成メンバーは、15名以内とし、代表的理事（3名）、各部会長兼務理事（5名程度）、その他特命担当理事（2名程度）、事務局長兼務理事（1名）とする。事務局長を除く理事は、任期2年とし、評議員会が選出する。現理事会が、次期理事会のメンバー案及び欠員となった理事の補充案を、評議員会に対して提案することができる（そのため、評議員と理事の選任の時期はずれることもある）。事務局長は、理事会がこれを選任・解任し、事務局長は充て職で理事を兼ねる。

⑥監事

監事は、会計経理の監査をはじめ、理事会の適正な執行活動を監視する。監事は理事会に出席し、発言することはできるが、理事会の意思決定に加わることはできない。監事は独自に理事会招集権を持つ。監事は、任期2年とし、これを評議員会が選任する。

3. 運営方法の見直しを図る

(1) 現状の課題

会員拡大については、問題認識は共有され一定の事業実施につながったものの、対策の具体的決定・実施が機動的・効果的になされにくい問題があった。これに関しては、組織改革による機動的体制がその基盤となるが、あわせて、財政運営と連動して検討していくべきである。

学会財政は恒常的に赤字体質にある。財政運営については、先に縮減ありきではなく、学会活動の魅力を高め、会員拡大を図ることが基本ではある。しかしながら、同時に、会員数が 1000 人規模を割っても持続可能な財政運営が必要である。そのため、効率化の追求、支出基準の明確化や時代状況への適合化など、不断の見直しが必要である。

また、現行の事務局体制については、CAC への委託解除に伴う緊急避難的な暫定直営措置であり、安定的・持続的にする必要がある。

都道府県など地元自治体に依存した政策研究交流会議に連動した大会運営のあり方や、学会運営の担い手不足が課題である。一方で、部会・委員会に加わらないと学会活動の実質に参画しにくい実態があるが、その参加への門戸は必ずしも十分ではなかった。

(2) 運営方法改革の方向性

①概説

事務局業務の全体は、理事会の指揮監督のもと、事務局長兼務理事が管理するとともに、事務局業務のうち、外注できる部分は可能な限り外注する。また、地域の独自活動及び相互連携を大切にする。

②財政改革

恒常的な赤字財政体質から脱却するため、当面は、交通費の部分で経費縮減を図るなど、予算編成、執行等で縮減の工夫を行う必要がある。しかしながら、本格的な財政改革については、新たな組織体制の下、別途、委員会等での検討が必要である。

地域における政策研究活動は自治体学会の基礎であり、地域活動支援費については、効果的な運用方法について地域連携部会で検討する。

③会員拡大

会員拡大を、学会組織それ自体の維持のために行うのは本末転倒である。魅力ある活動が、会員に加わりたいと思う人々を惹きつけた結果が、会員の数字に表れるべきものである。そのため、部会・委員会活動の充実など、地道かつ本来的で様々な取組みの検討・実

施が必要である。それとともに、技術的手法の検討（パンフ更新、初年度会費減免、会費引下げ、口座引落など）も必要である。

④事務局運営

学会運営の日常を支えるのは、直営の事務局機能である。日常的な事務局運営は、事務局長、事務局員数名、事務アルバイトにより担う。事務局長は、理事会の承認を経て、事務局員を選任し、また、事務アルバイトを用いる。業務の一部を外部の学会運営事業者に委託する。会員管理（名簿管理、会費納入事務）、ホームページ管理、その他業務等、業務委託を積極的に進めるために、理事会で検討・決定する。委託業務については経費の試算を行う必要がある。

事務局長の指示と庶務部会長の承認のもと、庶務部会と事務局所在地周辺の会員の協力により事務局の業務の一部を支援する。また、直営事務局の持続性のためには、計画的に事務局長・事務局員を担える人材を育成していく必要がある。

⑤大会開催

大会は全国の会員の交流の場であり、学会活動の中核である。会員の参加しやすさを考慮して、金土または土日開催を基本とする。大学での開催も含め、様々な開催手法を検討する。

4. 情報発信・情報交流のスマート化に向けて

（1）現状の課題

学会発足後、特に1990年代以降のICTの急速な発展に応じて、ホームページ、メーリング・リスト、メルマガ等が活用されてきた。しかし、急速なICT化への対応が逐次進められてきたため、特にメーリング・リストについては、その機能、ルールなどが共有されないまま運用されてきている。しかし、今後の学会活動において、会合・旅費・郵送料削減による活動低下を避けるためには、ICTの有効活用が必須である。

（2）コミュニケーション改革の方向性

学会誌については、これまで通り、編集部会で精査する。ホームページ等、Web上での情報発信内容の分量・対象範囲および品質・正確性と適時性・迅速性の向上に努めるため、広報、情報共有の内容精査や決定は、庶務部会が事務局を支援する。

なお、現在開設されている各種のメーリング・リストに関しては、理事会のもとでの検討を踏まえて、再整備が必要である。

以上

お名前：

会員番号：

※①提出されたご意見はお名前を伏せてそのまま公開します。

※②個々の意見に対して、直接回答はしません。

Q 1 中間報告では、「運営委員会」を「評議員会」とし、予算・決算や事業計画の審議、理事の選出等を行う機能に改革することに付いてどのように考えますか。

A 1 1 賛成 2 反対 3 わからない

Q 2 評議員には、交通費を支給しないこととなりますが、どのように考えますか。

A 2 1 やむを得ない 2 従来どおり支給すべきだ 3 わからない

Q 3 代表運営委員の人数について、中間報告では従来の3人代表制（A案）と正副理事長（B案）の2案を提案していますが、どちらが望ましいと思いますか。

A 3 1 従来の3人代表制を維持すべきだ。
2 正副代表制に移行すべきだ。
3 どちらともいえない
4 その他（ ）

Q 4 中間報告では、理事会制を提案していますが、どのように考えますか。

Q 4 1 賛成 2 反対 3 わからない

Q 5 財政改革、会員拡大、事務局運営について、何かご意見やご提案がありましたら下記に記入してください。

A 5 (自由回答)

Q 6 大会開催について、「金土または土日開催を基本とする」としてありますが、どのように考えますか。

A 6 1 賛成 2 反対 3 わからない

Q 7 情報発信・情報交流について、何かご意見やご提案がありましたら下記に記入してください。

A 7 (自由回答)

Q 8 その他、自治体学会の改革や運営について、ご意見がありましたら、お書き願います。

A 8 (自由回答)